

立山町プレミアム付商品券事業の使用可能店舗申請の手引き

令和元年5月28日作成

1. プレミアム付商品券事業の趣旨

消費税・地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. プレミアム付商品券事業の概要

① 商品券事業の対象者

ア 町内在住の方で、2019年1月1日時点で住民税非課税者（同一世帯に課税者がいる場合などは除く。）

イ 町内在住の方で、2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主の方（該当する子の人数分購入可能）

② 商品券販売価格

4,000円/1セット（1,000円券5枚つづり）

※対象者1人あたり5冊まで購入可能

（対象者イに該当する場合は、該当する子1人に対し5冊まで購入可能）

③ 商品券販売（引換）期間

2019年9月24日（火）～2020年2月21日（金）

④ 商品券販売（引換）場所

立山町内の郵便局（立山郵便局、大森郵便局、釜ヶ淵郵便局、新川郵便局）

※簡易郵便局では購入不可

⑤ 商品券の使用可能期間

2019年10月1日（火）～2020年2月29日（土）

3. プレミアム付商品券の利用対象とならないもの

① 出資や金融商品、不動産の購入など

② 換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）やたばこの購入

③ 性風俗関連特殊営業に係るもの

④ 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い（公営ギャンブル含む）

⑤ 医療にかかる診察料など

4. 使用可能店舗の公募資格

立山町内で事業を行うもの。ただし、次の事業者をのぞく。

① 「立山町暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団、同2号に規定する暴力

団員または暴力団および暴力団員と密接な関係を有すると認められているものが関与するもの。

② 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

5. 応募方法

・ 2019年6月3日（月）～2019年7月31日（水）の期間に役場商工観光課へ申請してください。なお、応募期限後でも2019年12月27日（金）までは随時申請を受付し、町 HP でお知らせしますが、上記期間内に申請のあった事業所は対象者に使用可能店舗一覧として送付します。

6. 留意事項

- ・ 本事業は舟橋村と合同で行います。そのため、立山町の対象者だけでなく、舟橋村の対象者も立山町の店舗が利用できることとなります。
- ・ 期間内に応募し使用可能店舗と認められた場合には、使用可能店舗一覧でプレミアム付商品券購入対象者へ周知する予定です。また使用可能店舗一覧は町 HP にて随時更新します。
- ・ 使用可能店舗には使用可能店舗ステッカーを店舗の見えるところに貼っていただきます。
- ・ 本事業の一部を立山舟橋商工会へ委託予定です。そのため、「立山町・舟橋村プレミアム付商品券事業使用可能店舗申請書」にご記入いただいた口座情報などを受託者へ情報提供する場合がございます。あらかじめご了承ください。